

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-3（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45931

(印
銀
用)

八〇
一
二
三
四

秘
無期限

一九六九年十二月

沖縄の返還について（案）
日米共同声明の正しい読み方

佐藤総理大臣、愛知外務大臣は語る

外務省

（注、本文中傍線の部分は、本印刷の際はゴシック活字とする予定）

はじめに

一 佐藤敏雄大田の本職田友良輔と讀む書簡

二 佐藤良輔とつらいの筆跡

○ キテル・カクシトノヒヨウモスル紙人記録余現ヒナニヤ佐藤敏雄大田田園農家地

第六十一回 佐藤敏雄ヒナニヤ佐藤敏雄大田の佐藤敏雄地圖（名）

第六十二回 佐藤敏雄ヒナニヤ佐藤敏雄大田の筆手（名）

佐藤良輔と既する数次外務大臣義姫歌

佐藤外務大臣と佐藤秀吉の相違の筆跡

佐藤良輔全文

三 ものもの物考筆跡

○ タケヨナル・アレス・タカラヒナニヤ佐藤敏雄大田落款（名）

○ フィリン・アフロア（一九六九年）大田の筆跡外務大臣義姫

「日本・義姫の筆跡と辨認」（名）

○ 佐藤良輔ヒナニヤ佐藤敏雄大田田園農家地圖（名）

はじめに

一九六九年十一月十九日から二十一日までの間ワシントンで行な

口

われた企画展作業会議大臣とリチャード・ニクソン米國大統領との間の日本美術全般の結果、会議の七日間、数々の・本土並み米國が成り、二十一日既終の日本美術真帆やとれ本明被されました。歌
令で、しかも歴史と文化、世界の歴史とも接とんど御坐みなと西郷
前田大喜樂であります。この歌などは、日本友好協力開創の
歌を歌い、今後七〇年代の美術展覽を磨石の磨鏡の上に立すこと
となりました。と同時に、自分の一世紀とも及んで歌詞と分離され
た中西景思の歌詩にかくらひて、歌是は今後二年の美術展覽の
開催を務め得る、専任作家の美術展覽の本命一筆に歌はれ

詩の歌の歌詞を歌うる事も何時かの事だん。おもに歌はれ、歌は

の本音をちゃんと理解、ひざひざおどろき人権問題の実態を握つゝ強
力しなやかに活動をやめた。このため近頃は日本の大企業の取締役会議
と、米国の議院議員議連邦議會議員会議がある「議院議費金」が、日本の大企業
議院議費金がたりて誰からもなることを取締役会議や議院議員会議
です。これがナショナル年金も進むわが、財政もナショナル年金も進むこと
となりました。まだ年金の一大七一年春の定期会議で採決するため、
東京や田舎渡航船の運行を議院議費金を経由するのを除く、これが
大企業の年金議費金をやることとなりました。これが議院議員会議に代り
名前で年金をやる、議院議員会議に代り年金をやる、これが議院議員会議に代り
たもの議院議費金の議院議員会議に代り年金をやる、これが議院議員会議に代り年金をやる、
かのじとく、おそれとりて議院議員会議に代り年金をやる、これが議院議員会議に代り年金をやる。
本議院議員としていた、議院議員会議に代り年金をやれた田舎の令嬢年金を、それが

現金等、おもに出資額ととりて、株主一人一人をとつてどうどうお
詫びあるのか、十二余の株主を受ける機会があつた。既に其間支
拂は、直ちに株主へ贈りたがれたり大體の販賣用意の機會がふるわしく、
其間株主が受ける機会が多めに贈りられてしまつた。この内容を少しだけ
わざりややく説明し、株主一人一人の理解を深めることと、自然と
興味をもるとところであつた。さらにはこれから暮なる日本のよと
じろだ限り、アシシアの雄勢一十九八〇年代には日本の経済力がソ連等
を凌駕くことは確実ともわれてます。即ちの國政として世界の大舞台
に乗り出していくに際して、國務院本部の本領がふれる機会の機
会でもあつた。また世上一般の民間汽船や日本郵船会社につれて
の若干の説明は正ら必要でありますとか。

ところで、じとじと政府の最高責任者である志賀義高、大日本汽船會社
大田井、船主の眞理子、運送の課題、その整理等
の説明を終了して、大方の説明が終了した後であるため

の間をもて取れるとはおもひました。この本は實用的な本だと思
ふ。

佐藤總理大臣の沖縄百万同胞に贈る言葉

一九六九

年十一月二十一日於ウニントン

沖縄百万同胞の皆様

私とニクソン大統領との会談の結果、沖縄県民の皆様をはじめとするわが国全国民の年来の念願でありました沖縄の祖国復帰が、一九七一年中に「核抜き、本土並み」という国民の総意にそつた形で実現することになりました。復帰のための努力を続けてられた沖縄県民各位の強い御支援の賜物であります。

沖縄の祖国復帰は申すまでもなく、第二次大戦後四半世紀にわたつて本土、沖縄の一億国民がいだき続けてきた民族的悲願であります。かつて私が沖縄を訪問した際「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとつて戦後は終らない。」と申しましたように、沖縄の施政権返還問題は、政治の最高責任者としての私にとつても最

大の課題であつたのであります。私は、日米首脳会談を終つた今、ただ感概無量であります。

今回の沖縄返還についての日米両国の合意は、過去四半世紀にわたる日米両国の友好と信頼、理解と協力があつてはじめて達成された成果であり、同時に、これは将来にわたつて日米両国の協力関係が不動のものであることを実証してあますところがないと思うのであります。

さて、一九七二年に沖縄を日本に返還するという合意ができた以上、今後は本土、沖縄双方が相協力し、全力をあげて復帰準備に万全を期することが大切であります。

まず沖縄の施政権を日本がはじりうけるためには、沖縄の返還協定をはじめ、今後日米間で話合わねばならない数多くの問題がありますが、これらは日米の外交ルート、沖縄に関する日米協議委員会及び今後沖縄に新設することとしている高等弁務官及び日本政府代

表よりなる機関を通じて解決して行くこととなることは申すまでもありません。大切なことは、沖縄内政上の問題であります。なんといつても二十五年間米国施政権下におかれてきた沖縄は、本土の県、市町村と比較して制度面で大きな相違があるのみならず、内容においてその行政及び住民福祉の水準に大きな格差があります。これを近々二、三年のうちに立派な沖縄県の県造りをし、行政及び住民福祉の水準を本土並みにして迎え入れることは容易な事業ではあります。しかし、私は、沖縄同胞の皆さんと協力して、明年度以降沖縄援助費を大幅に拡充強化し、本土沖縄一体化の施策を強力に推進し、この難事の達成を期する決意であることを申し上げたいのであります。

また、沖縄の本土復帰に伴い、沖縄経済界には復帰後の沖縄経済について不安が高まつてゐると聞いています。沖縄は長い間独自の経済単位を形成し、繁栄してきただのでありますが、本土復帰後は日

本経済の中に統合され、その一環としての役割りを担なうこととなるのでありますから、私は当面の措置として、本土復帰に際し沖縄経済が急激な変動をきたさないよう、沖縄の特殊性を考慮した特別措置ないし過渡的経過措置について検討を加える一方、長期的には日本経済の一環としての沖縄経済の新たな役割りを探求し、沖縄の長期開発構想を樹立して、沖縄経済の振興に努力するつもりであります。また、以上の沖縄の復帰準備施策を総合的、計画的、かつ、強力に遂行するため、明年度において必要な行政機構を新設整備して、これに当らせる決意であります。

最後に、沖縄の祖国復帰対策を樹立するに当たり、沖縄住民の意志を国会に反映させることの重要性を私は痛感しております。沖縄の本土復帰のメドが確定した現在、できる限り早い機会に国会において沖縄住民の国政参加が決定されるものと強く期待するものであります。

私はこの機会に、琉球政府及び沖縄住民の方々が沖縄の本土復帰にそなえて、一致協力して創意と工夫をこらし、明日の沖縄県を築くため英知を結集されることをお願いするとともに、沖縄の祖国復帰という世紀の大事業が、本土と沖縄の官民一致の協力によつて立派になしとげられることを信じて願いません。

沖縄の施政権返還について日米両国の合意が行なわれたこの記念すべき秋に当り、私ははるかに沖縄百万同胞の皆さんに思いをはせ、謹んで御挨拶を申し上げる次第であります。

二、共同声明についての説明

○→佐藤總理大臣のホテル・ワシントンにおける邦人
記者会見冒頭発言

(一九六九年十一月二十一日)

〔二〕（沖縄返還の意義）

只今終りました三日間にわたるニクソン大統領との会談を通じて、沖縄が一九七二年中にわが国に返還されることに基本的な合意をえたことをまず国民の皆様に御報告いたします。

沖縄の祖国復帰は、サン・フランシスコ平和会議以来のわが国政府、國民をあげての努力が結実したものであり、感慨無量であります。これも一重に沖縄県民の皆様をはじめとする全国民の強い御支援の賜物と深く感謝いたします。

また、私は、日本國民の多年の宿願にこたえて、沖縄を日本に返還するとの歴史的決断をされたニクソン大統領並びに米國國民に對し、衷心から敬意と感謝の意を表したいと思ひます。

戦争で失つた領土を話合ひを通じて回復することは、世界史上

たぐいが稀なことであります。これを可能にしたものは、日米両国間の強い友好信頼関係であります。また、その背景には自由を守り、平和に織する日本国民に対する友邦米国の理解と適切な評価があつたと信じます。

私は、これにより日米友好関係はかつてないほど固く磐石の基礎の上におかれ、一九七〇年代及びその後永きにわたりアジア、太平洋地域をはじめ全世界にわたつて、友好と信頼を基調として相協力することとなると確信します。

（合意の内容）

今國、私とニクソン大統領の間で合意した沖縄返還の大綱は、一九七二年中に沖縄が、核兵器の全く存在しない形でわが国に返還され、返還後の沖縄には、日米安保条約及びその関連取扱が、そのまま本土におけると全く同様に適用され、事前協議についても、なんら特別の例外を設げないとこうとあります。これは

まさに政府の対米交渉の原則がすべて實かれたことを意味します。

艦兵器についてのロミヨニケの表現は、これら兵器の撤去を意味しております。また一九七二年の返還は、復帰によって沖縄県民の生活に混乱を起さないよう、施政権の移転が円滑に実現する最少限の準備期間を確保するとの考慮に出たもので、實質的には「即時返還」と同じであります。なお返還に当つてなんら特別の条件はついていないこともつづりしております。

返還後　沖縄の米軍基地は安保条約による施設・区域となり、米軍の兵員は地位協定により本土におけると全く同様の立場に置かれます。而してこれら基地の極東における戦争防止機能が引続き有効に維持されることが、わが国の國益にとつてきわめて重要なことは申すまでもありません。私とニクソン大統領は、この機会に日米安保条約の堅持の意図を相互に明らかにしましたが、同条約の適用に当つて、極東の平和と安全なくしては、わが國の

安全も十全を期しえないとの認識に立つことが必要であります。

特に韓国に対する武力攻撃が万一発生すれば、これはわが国の安全に重大な影響を及ぼすものであり、事前協議が行なわれる場合には、このような認識の下に政府の態度を決定することが、わが国の國益に合致する所以であると考えます。また、台湾地域に対する武力攻撃発生という事態は、わが国を含む極東の平和と安全を脅かすこととなるので、わが国としてはこのことを十分認識しておく必要がありましようが、幸いにしてかかる事態は予見されないのであります。

四六（復帰準備）

以上よりこれから米国政府との間に施政権返還協定締結のための交渉に入ることとも、本土と沖縄の双方において沖縄の本土復帰のための準備に着手するわけであります。私は、これらを通じて沖縄県民の民意^{意見}が十分反映されなくてはならず、そのためには

すでに米国との間に合意ずみの國政参加を早急に実現することが必要と考えております。また施政権返還前における復帰準備については、米国政府との十分な協力が必要であり、今回、復帰準備に関する日米協力のための機構の新設・整備につき意見の一一致をみたのもこの見地にたつたものであります。

復帰準備は、将来的の沖縄県造りの第一歩であります。私は、沖縄県民の民生福祉の向上、沖縄経済の振興を通じて、「豊かな沖縄県」を達ることを目標に、政府を挙げて努力する決意であります。このために沖縄県民はもとより、本土国民各位の御協力をお願いする次第であります。

○

第六十二回国議会における佐藤内閣總理大臣
所信説明演説(抄)

(一九六九年十一月一日)

第六十二回国議会が開かれることになり、斯くての一端を申し述べた
うと思ひます。

わたくしは、今般米酒を訪問し、ニタソノ米大統領と親しく会
識いたしました。その結果、沖縄は、一九七二年中に返還される
こととなり、長年にわたる日本国民の一貫した願望が達成されま
した。ところが勘定の成案を締結することができることなく、まことに
に喜びに喜えません。

あとで戦争によって失った領土を平和裡に回復するとこうこと
は、世界の歴史上なくまれなことがらであります。歴史、小笠
原に引き継き、今回親しむことによって沖縄返還の実現をみると
となつたのです。日本政府の意願と友好關係を基づくものである

ことは出来ません。また、機械の運転の中から立ち上がり、平穡と民正主導を基調とする新しく國家体制を築き上げ、かり、これまで國力を充実するとともに努力した日本民族の英知と動能のたまものであります。とくに、二十余年の長きにわたりて復興復権を歴經し続けてきた沖縄同胞の心情を思うとき、わたくしの感謝はまだ一しおなものがあります。今日まで沖縄返還のため、あらゆる分野において~~金~~能力を傾斜された關係者各位に心から感謝の意を表する次第であります。

今回、わたくしとニクソン大統領の間で合意した沖縄の施政権返還の大綱は、今次の共同声明に明らかなどとく、核抜き、本土並み、一九七二年返還ということであります。

核兵器の問題については、ニクソン大統領は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情およびそれを背景とした政府の政策に深い理解を示し、この政策を踏しながらよう実施することを確約いたし

ました。沖縄は、憲兵等なしに返還されることとなつたのであります。

また、日米安全保障条約およびその関連取扱いはなんら変更されることなく、本土と全く同様に沖縄に適用されます。

さらに、一九七二年返還ということは、施政権の田淵を幕軸のため必至を期間を考慮すれば、即時返還と全く同様であります。すなわち、わが国の基本的立場を十分貫いて沖縄返還を実現し得ることになつたのであります。

政府は、これから沖縄政府と具体的な返還協定締結のための交渉には立ちますが、それと併行して、沖縄の復帰が、沖縄問題について最も圓滑に実現するよう準備を進めてまいります。これらの一連の準備事業は、沖縄県つくりの第一歩であります。この見地から、政府は、また豊かな沖縄県をつくることを目標に、政治、経済、社会、教育、文化等あらゆる面にわたり、積極的に一体化施策を

講じてゆく考え方であります。これがため、沖縄県民の意志が十分反映するよう、國政参加を早急に実現することが必要であります。各位のご協力を頼らういたします。

会談のあり一つの重要な成果は、一九七〇年以来も日本安全保障条約を堅持することを相互に確認し合つたことであります。其固声明に明らかかなどあり、会談の基調は、国際的の緊張緩和への努力の必要性に対する強烈共通の認識^{認識}であります。したしながら、軍事的抑止する強硬姿勢と不断的努力がありてこそ、はじめて緊張緩和が可能となるのであります。

これまでも繰り返し申し述べてきましたように、わが国の安全は極東の平和と安全なくしては、十全を期し得ないものであります。とくに、韓國や中華人民共和国のような近隣諸國の安全はわが國の安全にとって重大な關心事であり、万一これが變なるような事態が発生すれば、まさしくわが國の安全をとつて曲々しきこと

であります。このような場合には、専門知識を適正に適用し、納
向きの態度をもつて事態に対処することは当然であります。わたく
しは、わが国の自由と平和を確保するため、日米安全保障条約
が、今後ともその機能を十分發揮しうるよう努力してまいる決意
であります。

(略)

経済力の国際的な充実と国際的地位の目覚ましい向上を達成す
ることができた一九六〇年代は、国民の懸念であった沖縄返還の
実現とともに過ぎ去るうとしております。名実ともに一本立ち指
来たわが国の国際的责任は、國力の増大に伴つていよいよ重くな
つてまいりました。

（下略）

○

第六十一回 聖地開会における佐藤總理大臣の各党代表
本題と本題（妙）

昭和四十四年十二月一日
九十九

（セニ年返還についての話合いの内容と総理の所信）
沖縄の返還については「核撲滅、本土並み、セニ年」とさう、
政府の基本的立場は、全面的に貫徹することができました。其
間声明文が附記されているとおりであります。

この度の返還はニクソン大統領の表明、米国政府、議会
および米国民衆が示した友好と信赖と發達を深く多とするもの
であります。

これこそ今後日米關係を永くねたり磐石の基礎の上に築く
ものであると確信いたします。

これから日米両政府の間で協議に入る返還協定の内容は、
複雑多岐に亘ることが予想されますか、早急に交渉を開始し、

一九七二年中の還暦実現に万全を期す所存であります。

まことに、ヴィエトナム戦争の終結が七二年還暦の隕りとなるのでは、いかかとの懸念が一轟である上うであります。が、ヴィエトナム戦争の帰結にかかわりなく、沖縄は一九七二年中に還暦を迎えるのであります。

もとより日米両国ともヴィエトナム戦争の早期終結を願く希望しておあり、また、一九七二年まで戦争が継続するとは予想されませんが、米朝政府としては現時点での戦争終結の可能性を一方的に排除したり、あるいは排除していくよう立場を公表はとり得ないという点に対し、当方の理解を示したのが、共同声明の文言であります。万一不幸にして返暦子足跡にめぐらて、ヴィエトナム戦争が続いている場合には、これに如何に対処するかをその時の情勢に照らして協議しようとしたのであります。七年返暦子の子の足跡を每天の運動ではございません。

お隣の隊長職を務めする立場上ですが、米連の最高責任者であるトランプ大統領の誰でもありますから、全く表面を離す余地はありません。

彼の憂慮は、大統領の本格派に属する議員であるだけに、政治の複雑化において最終手段を取らざるを得ないときがあつた時大口費用であります。

しかし、トランプ大統領は、私との会談で核兵器に対する日本国防の委託な感情としおき會議とした結果、赤旗三原則に従う選挙を示し、即ちの如既に内閣、政府を改定したのであります。

また大手本が、専能參謀官として要する米連政府の立場を離すことなくともの表現で、専能參謀官の立場より専政の導入なりと云々。本土と同様改めて参りを専門知識の実務となる人

き生貢のものであるとさき本國政府の立場を守るために建議した
ものであります。政府は、本邦の原則を尊重するとしてお断りす
ることを主との點とくに異らかにしておきます。

(満洲が本土盤)

海賊船の強度を高めれば機械とその運営より始め、本土と國境なんちの例外も問題で、特別をなく、全國的たる運営をねます。

したがりて、遼寧邊の海賊に対する米軍機械が理由で廢止されふことぢありません。

また、元指揮のようだが軍の本軍がわが國よりひわが國に命令を廢止の完全と平和の堅持に重要な地位を果してくることは必ずやあるべきですが、このことは、最初最初よりひわが國に命令せんがらるる軍事的差別をなくして海軍不適用されることで、終始的て本來實める所正するものではありますんからど安心いたたまつた。

共國兩強に統治されたときであつます。

ハサウエー

本邦の軍備費をそのまま洋艦に適用してもわが國を含む東の安全に支障をきたすことならかとの申すねありますか、その点は心配ありません。

わが國としては、自國の安全保護の見地から極東の近海防護の軍事費大な是心を抱たるに拘らずことには当然であり、さればこそ日本安全保障の爲め六衆で海軍を、確実にかける平和と安全の維持のため米軍とともに海軍・陸軍の使用を認められております。

このような貿易の問題があふ以上、洋艦巡洋によつて米國が負ひてゐるアジアの平和威風とさうの關係を進行の助けとなることはないと信じます。

また、わが國が置かれてゐる地理的位置を直視すれば、本邦や沿岸地域の平和と安全が確保されることが愈々も難をし

ことは明らかであります。かりにこれらの邊境で重大な武力紛争が起れば極めて重大事件となるのでありますから、事前協議に対して動向の把握をもつて事態に対処するには当然であります。

(鹿児島の地図と安芸灘要塞 (1)

次に、本郷要塞は上りて鹿児島の地図が変わるものと申しますが
ありました。

地図を引いて、おわらたものあります。

本郷要塞は平野と安芸と山原から田井原と其他の中心の
とある区域とどういとでも、本郷要塞は北山田、イニヤナ
ム等のこわらる要塞を新しく造ることとなつせん。

また、本郷の鹿児島要塞は併せて鹿児島の防衛責任は、一
度本郷が負うことにしたとのせめがやあります。しかしゆ
が、これがあくまで鹿児島の野十郷要塞であり、本郷の要
塞に接する防衛力は鹿児島防衛が主ひ馬鹿野の防衛られ
たことは間違つておらねません。

また、本郷の本郷の要塞を行進のための本郷は、本郷

の如きの如きがあるのですから、出来事の出来事は本筋に
他の出来事も全く関係ありませんのであります。

(米露蘇聯持と通商繁榮の要和ひつじ)

今回の私とニクソン大統領との会談の結果となりたのは、
露蘇聯の露蘇を終結しなければならぬことどう共通の露蘇であ
ります。

この点で世界最大の國力を握り米露と自由世界第三位の蘇聯
力を握りわが國との基本的露蘇が一致してゐることは、そのと
れ心地らしさであり、海外の半島露蘇に賛する底が露めても大差
ないと能ずるものであります。

露蘇は、露蘇露蘇とらうことは、露蘇を露蘇する強く露蘇と
不遜の勢力があつてはじめて露蘇されるとさう露蘇しい露蘇をも
見遁すことはできません。

私は、日本安保委員会が今後とも露蘇露蘇としての露蘇を十分
発揮することを期向し、これを達成した日本国民の露知れ故
めて露蘇を表します。

(機関車)

一九七二年の秋頃から日本は資源の供給を完了しきれりとなつてゐるが、資源の田舎たる軽井沢で資源を輸入するための日本製の機関車を導入するに十分な力がますます必要である。そこで、

東京の機関車専門会社が機関車専門の会社で販売代理店として、日本製の大型機の日本製機と機関車駆動装置並びに機関車用機器等を新規にして万能を期すことに成功した。これが新規機関車専門会社としての第一歩である。

その能力を發揮して機関車専門会社として活動が開始するのである。



共同声明に関する外務大臣説明要旨

（稿印）

（九六九年十一月二十一日共同声明を終了後ボルトワントンで行われた参考知
外務大臣の共同声明に関する説明より）

（全般）

この共同声明は、日米両国共通の関心事に関する佐藤総理とニクソン大統領の会談内容を盛つたものであります。なんといつても沖縄の平和的返還といふ世界史上稀な出来事についての基本的合意が特筆大書されるべき点であります。しかもこの返還に当り総理も述べたごとく交渉に当つての日本側主張たるいわゆる「七二年・核抜き・本土並み」の三つの基本原則をすべて実現することができました。沖縄県民をはじめとする日本国民の強い支援と、日米両国間の強い友好信頼關係の賜物であるとともに、わが国外交史上画期的な意義をもつております。今回の交渉を通じて米側は、当然ながら主に沖縄基地の抑止力維持に強い関心を

示し、特に核については、ワシントンでの両首脳会談においてはじめて結論がでたことは御承知のとおりであります。日米双方の当事者は両国共通の利害をふまえつつ、夫々の国益の命ずるところに従い、辛樟強く一つ一つ問題解決の努力を重ね、誠意もつて交渉して参りました。その結果、時を同じうして貿易経済面において困難な懸案を抱えつつも、領土問題といふいわば国家・民族の存立の基盤にもかかる超重要事項について、日米双方の満足する成果を挙げることができたのであります。かくて日米両国最高首脳の名において、双方の政策上の見解と方針を記録にとどめたこの共同声明が出来上りました。沖縄返還問題は、これから交渉される返還協定によつて、わが国においては国会の承認を、米国においても議会の支持をえて法的に、かつ、最終的に取決められますが、この共同声明に盛られた事柄は、両国最高首脳の考え方の一致点を示すものとして最も強い政治的、道義的な力を持つ

ものであります。

全国民の悲願の実現の軌道を敷きえたわが国と、不自然な沖繩の地位とのかかわりを断ちえた米国とは、ともにうるところ多大であり、これにより一九七〇年代に向つての日米関係は磐石の基礎の上におかれることとなりました。

二　（世界・アジアの平和と繁栄－第一、二項）

第一項と第二項は、共同声明全体の基調を示したもので、総理と大統領は、自由世界第一及び第二の経済的実力を持つ国同志にふさわしく、スケール大きく、かつ、七〇年代への長期展望に立つた話し合いにより、緊密な日米関係を出発点として、特に国際緊張の緩和、世界及びアジアの経済発展、民生安定への貢献を通じ、平和と繁栄に向つて協力することを明らかにしたものであります。

三　（極東情勢についての意見交換－第三項）

この項は安保条約でいうところの極東の安全、換言すれば戦争防止が、効果的な抑止力としての米軍の極東における存在によつて支えられているという現実に対する両首脳の考え方を明らかにしたものであります。すなわち、總理は大統領が強調した極東の安全保障に対する米政府の基本的姿勢を支持しつつ、抑止力としての米軍の極東における存在を積極的に評価し、また効果的な抑止力の維持の必要という一般的見地から、米国が既存の防衛条約上の義務を必ず守るという決意をいつでも実証しうるような態勢にあることが望ましいとの考え方を示したのであります。以上はいずれも米軍の極東における存在一般の評価を述べたもので、米軍の具体的な配備ぶりとか装備ぶりについて論じたものでないことはいうまでもありません。また共同声明のあとの部分に出てくる沖縄返還の態様、あるいは事前協議制の運用の問題と直接関係がないことも同様であります。

四　（地域別の情勢の検討）第四項

第四項は第三項を敷衍して、現に軍事的緊張または紛争が存する朝鮮、台灣及びインドシナ半島の各地域の情勢に関する両首脳の見解を記したものであります。韓国及び台灣についての総理の見解は、現在の極東情勢の下において、わが国が韓国及び台灣の安全を、日本の安全確保との関連で、一般的にどのように認識しているかを明らかにしたものであります。総理がすでに記者会見で述べたとおり、特に韓国に対する武力攻撃が万一発生すれば、これは当然わが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。従つて万一かかる事態が起つた際、これに対処するため、仮に米国より安保条約上の事前協議が行なわれれば、政府はこの一般的認識を判断の重要な要因として、その態度を決定することは、もとより国益上当然のことと考えられます。また、台灣地域に対する武力攻撃発生という事態は、幸いにして現在予見されませんも

の、これもわが国の安全にとって大変重要な要素であり、わが国はこのことを十分認識しておく必要がありましょう。もとより国際緊張の緩和は日米両国の大目的であり、共同声明にも両首脳が中共がより協調的・建設的な対外態度をとることを期待する点で一致していることを記しておきます。

ここで一つ特に強調しておきたいことは、事前協議において政府がとるべき態度の決定は、あくまでわが国益、すなわち、日本の安全にとって必要な否かの判断に立つて行なわれることで、米国が他国と防衛条約を結んでいたがゆえに当然に行なわれるものではない、ということです。共同声明の表現もまさにかかる見地に立つてゐるものであります。

次に、アジアにおける現下の最大の問題の一つとして両首脳が取り上げたヴィエトナム問題については、両首脳とも、沖縄返還までに戦争が終結していることを強く希望し、總理としてもイン

ドシナの安定と復興に果しうべき日本の役割りの探求に言及して
います。日本政府としては、米国が和平実現のため真剣な努力を
払つてゐる以上、北越側にこれに応ずる誠意がある限り、返還時
になつても平和が実現していないと、いう事態は、實際問題として
まず起りえないと考えます。しかしながら、現在和平交渉中
の米国としては、特定の時点までに戦争を必ず終結させると一方
的にコミットしうる立場になく、可能性の問題としては、平和が
実現していない事態を排除しえない事情も当然理解されます。よ
つて、万々一このような事態となつた場合、具体的にいかなる選
択がありうるかは、その段階で両国政府が諸般の情勢を十分考慮
に入れつつ協議して判断すればよい、というのが本項のこのくだ
りの意味であります。南ヴィエトナム人民の民族自決の権利が確
保されるような公正な和平の達成を期するという米国の基本政策
は、わが国も従来から支持してきたところであります。このため

の米国の努力に対し沖縄返還が具体的にいかなる影響を及ぼしうるか、影響ある場合にいかなる幾多の選択がありうるかは、現在の時点では判定しうるわけには行かないのと、これを将来の万一の場合の協議にゆだねたのでありますて、ここにいう「協議」とは、安保条約に基づく「事前協議」ではありません。

以上の各地域についての意見交換を通じて、いうまでもないことをながら、日本側としてはいわゆる「事前協議に關する許諾の予約」を如何なる意味でも全く行なつてはならないという当然のこと、念のためつけ加えさせていただきます。

(安保条約堅持の意図表明 - 第五項)

この項で両首脳は、わが国はじめ極東の平和と安全の維持に大きく貢献している安保条約の堅持を、相互に表明し合つたのであります。これはもとより両国それぞれの条約の廢棄権を制限して条約の有効期間を固定するがごとき法的合意でないことは多言を要しません。また両国政府が今後とも通常の外交経路や安全保障協議委員会等を通じて従来から行なつてきた意思の疏通のための、緊密な相互の接触を続けて行くことに一致しましたが、これは今までと同様、流動的な国際情勢の下にわが国の安全の確保に万全を期するためであります。

(沖縄返還の時期 - 第六項)

この共同声明の一つの大柱ともいふべきこの項では、両首脳は、両国政府が沖縄の返還を一九七二年中に実現するため返還協定締結交渉を直ちに開始することに合意した旨明らかにされ

ています。

なお、協定案が出来た上は、米側は、その締結に当つて、議会の何らかの支持をうる必要があるので、共同声明において、その点に言及しておりますがわが国においては国会の承認を必要とすることは申すまでもありません。なお總理が述べたように、いわゆる復帰ショックをなくして、沖縄県民の皆様に安心して日本に帰つて頂くことを考えれば、この程度の準備期間は必要であり、この点を考慮すれば、七二年中の返還は、実質的には「即時返還」と同じであります。

なお本項での文言は、お気付のことと思ひますが、昭和四十二年の佐藤・ジョンソン共同声明のうちの小笠原返還に関する合意の部分と全く同じ表現が使われてゐることに御留意願います。

同じく当然なことは、返還後わが国の領域に戻つた沖縄の局地防衛責任が日本に帰することで、政府は最然のベースで徐々にこ

れを実現して行く考え方であります。現在のよるな極東情勢の下において、沖縄における米軍基地が重要な役割りを果してゐることは申すまでもなく、今後とも引続きその機能を有効に發揮することは、わが国の安全にとって極めて必要であります。しかして、これららの基地は復帰後は、本土と同様に、すべて安保条約に基づく施設区域として地位協定に従い日米間の合意によつて使用を許されるのであります。従つて既存の米軍基地がそのまま既得権として存続するのではないことは自明の理であります。

七　（沖縄返還の態様－第七項）

この項と次の第八項は、沖縄の本土並み返還につき両首脳の意見が一致したことを見たもので共に、共同声明の中核的部分の一つであります。両首脳の話合の結果はすべて、共同声明にもられており、秘密の了解というようなものは全然ありません。この項に明らかなように現行安保条約及び関連取決めは、そ

のままなんの特別取決めなしに沖縄に適用されると、わが国
の基本的立場を米国が受入れたことがはつきりしました。かくし
て返還後の沖縄に事前協議制が全面的に適用されますので、いわ
ゆる「自由使用」「自由発進」などは全くなくなります。ここに
いう「関連取決め」とは安保条約とともに国会の承認をえている
条約第六条の実施に関する交換公文、すなわち事前協議の取決め
とか、吉田・アチソン交換公文等に關する交換公文、相互防衛援
助協定に関する交換公文及び地位協定をさすのであります。これ
に關連して、総理は極東諸国の安全は日本の重大な関心事である
との日本政府の認識を明らかにした上、かかる認識に照らせば、
本土並みの態様による沖縄の返還は、米国が極東諸国の防衛のた
めに負つている國際義務の効果的遂行の妨げとなるようなもので
はない旨の見解を表明し、大統領が同意見の旨述べております。
このことは当然ながら個々の具体的な事態につき事前協議の際の許

諸をあらかじめ予約したり保証したことではございません。

なお、地位協定の適用により、沖縄の米軍は本土と全く同様の立場におかれることになります。従つて沖縄の基地問題及びいわゆる「人権問題」ははじめて本土と同じ立場に立つて処理されることとなり、沖縄県民の権利が十二分に守られることとなります。また、基地の整理統合についても、地位協定により本土同様に合理的に対処しうることとなります。

以上を通じて、沖縄の返還は本土並みであり、沖縄が本土と差別されないことが明らかであります。

八 (核問題) 第八項

この項も共同声明の柱の一つであつて、総理がわが国の非核三原則に基づく政策を詳しく述べ、これに対し大統領は深い理解を示し、この日本政府の政策に反しないよう沖縄の返還を実施する旨を確約しております。すなわち、沖縄の核抜き返還が明らか

にされたものであります。すなわち、米国政府の最高責任者である大統領の「確約」であるからには、返還時における核兵器の撤去についてこれ以上の明確な保証はないのであります。従つて返還後の沖縄にひそかに核兵器を存置しておくというような、いわゆる「核隠し」などは到底問題となりえないことは、私から事新しく申上げるまでもありません。なお、事前協議制度のもとでは、核兵器の日本（本土及び返還後の沖縄）への導入は法的に禁止されるということではなく、ただ日本政府は現在その政策たる非核三原則により、これを断るという方針をとっています。従つて事前協議の対象となるべき性質の問題であることは変らず、米国政府の立場としてこれを確認したのが、「事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく」との表現であつて、これによつてわが方が「有事持込み」を認めるという保証を与えたものではありません。

(財政経済問題一第九項)

この項は、沖縄の返還に伴い現地米国資産の対日移転、通貨の交換、現地米国企業の事業活動の取扱等に関するものであります。その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環として日米間で具体的に話し合われることとなる旨を述べておきます。なお、私としては、現在沖縄で正當に従事している米国の企業等についても、復帰に際し衡平に取扱うことが必要であると考えており、そのような考え方には米国にも十分伝えてあります。

(復帰準備) 第十項)

戦後四半世紀にわたつて法律、政治、經濟、社会等あらゆる分野で日本本土と異なつた諸制度のもとにおかれてきた沖縄の復帰に当つて、県民の生活に無用の摩擦と混乱を起さないことは最も大切であります。このためすでに政府は格差是正を含む一体化政策によつて多くの措置をとつてきましたが、いよいよ復帰が実現するこの段階においては、「一層周到、かつ、十分にその準備を進め、万全を期すとともに、沖縄県民の民生福祉の一層の増進につけむべきであることは当然であります。他方、復帰実現の日までは米国は依然として沖縄の施政の責任を負つてゐるのであります。このため両首脳は復帰準備に当つて、日米両国が緊密に協議し協力することに一致し、東京の既存の日米協議委員会がその全般的責任を負うとともに、現地において新に準備委員会を設置することに意見が一致しました。この委員会は従来の日米琉諭問委員

会と異なり、日米両政府の現地での最高級代表者たる大使級の代表及び高等弁務官をもつて構成され、かつ、全く対等に協議、調整することとなります。沖縄県民の意思が十分に反映されるため、琉球政府行政主席が顧問として参加する道が開けております。

政府はこの委員会がなるべく早く発足して活動できるよう、その権限等の具体的な事項を含め、必要な国内及び外交上の手続をとるつもりであります。準備作業は沖縄県の再建、その他中央、地方行政の整備、基地問題、いわゆる人権問題等の解決を可能にする地位協定の適用、法律・経済・財政その他あらゆる制度の本土との整一化等々万般にわたつての準備を含みます。政府は、この間施政権者たる米国と十分に意思を疏通しつつ、政府の現地の出先が琉球政府、その他沖縄県民側と協力して、総理のいう「豊かな沖縄県造り」の基礎として行けるようにする所存であります。

なお国政参加については、すでに昨年日米間で原則的合意に達

しており、この共同声明に特に言及されておりませんが、復帰までの大事な時期に当つて、一日も早く実現されるべきことはいうまでもなく、私としても、このため国内措置が速かにとられることを希望しております。

十一、「沖繩返還の意義」第十一項

第十一項は、沖繩返還の意義をうたつたものでありますて、特に説明を要しないと思ひます。

十二、「經濟」第十二項

この項では、日米間の大きな問題となつてゐる貿易及び資本の自由化についての両首脳の考え方が記されてゐます。この点を少しき補足して申し上げますとつきのようになります。

まず、日米貿易は、昨年は海洋をはさんだ二国間貿易としては史上最大の七〇億ドルに達し、資本と技術の交流も増大しておりますが、このような日米経済関係の成長と緊密化が前提となつております。

また、米国と日本は国民総生産において自由世界の一位と二位を占めていることに象徴されますが、両国は世界経済において重要な地位を占めており、このことから国際貿易通貨体制の強化に関する双方の責任が確認されたわけであります。

これに関連して米国のインフレ抑制の決意が再確認されました。また米国の自由貿易堅持の姿勢が再確認されたことは喜ばしいことであります。すなわち、戦後の自由、かつ、開放された国際経済体制を創設し、この体制を維持、強化して行く上で常に原動力となってきた米国が自由貿易政策を今後とも維持することを明らかにしたことは、世界経済の発展にとつても、わが国経済の拡大にとってもきわめて重要なことであります。

わが国は從来から貿易及び資本の自由化を推進してきておりますが、国際社会の一員としての責任を果すとの観点からも、今後ともこの努力を続けて行くとの決意を表明致しました。貿

易の自由化については、去る十月の関係閣僚協議会の決定を再確認し、さらに、貿易の自由化を促進するとの見地から、今後とも自由化計画の検討を続けてゆく旨明らかにしました。

以上のこととは、日本政府が従来もつてきた政策の基本方針にそうるものでありますて、沖縄返還と経済問題とを取りましたということではないことは言うまでもありません。

十一（援助問題（第十三項）

この項で、両首脳は、開発途上国の経済開発は、先進国と開発途上国との共同の努力により進められるべきものであつて、いわゆる南北問題の解決なしには国際平和と安定はありえない、日米両国ともこういう共通の認識に立つて、開発援助に取り組もうといふことで、まず意見が一致しました。

さらにアジアに対して、わが国経済の成長に応じ、経済援助の量を拡大し、その内容を改善して行く意向であることは政府としてすでに繰返し述べているところですが、總理はこのようなわが国の意向を大統領に対してあらためて表明したわけあります。

他方、大統領は、米国としてもこれまでアジアに対しては積極的に援助を行なつてきたが、今後もこれを続けて行く考えであることを確認し、今後とも両国がアジアの経済開発をできるだけ助

けて行くことになりました。

特に、ヴィエトナム戦争後に於いてヴィエトナムその他の東南アジアの地域の復興開発をはかることが極めて必要であることを認め、日本としても、これに対する協力を惜しまないことを明らかにしました。

十四　（宇宙協力－第十四項）

総理は目下行なわれてゐるアポロ十二号の壮挙につきお祝いと成功への期待を述べるとともに、科学の新しい分野であると同時に国際協力の重要な新分野となりつつある平和目的のための宇宙開発について、国際協力の推進は世界平和の推進につながるものであるとの共通の認識に基づき、大統領と意見の一一致をみたのであります。

日米宇宙協力協定は、直接的にはわが国の宇宙開発計画の実施を容易にすることを目的にしますが、これにとどまらず、このよ

うな積極的な面における日米間の協力が行なわれることにより、
日米友好関係を一層増進することに意義があります。

十五、（軍縮－第十五項）

「軍備管理」とは、軍備の質、量、開発、展開、使用などを含む軍備政策になんらかの規制を行なうことであり、核実験の停止とか核兵器の海底設置禁止がこの中に入り、「軍拡競争の抑制」とは軍拡のスピードを相互に落とそうというもので、米ソのヘルシンキ交渉はこれに入ります。わが国としても、この交渉の成功を強く望んでいますが、単なる軍備制限では満足できず、全面完全軍縮を目指として、効果的な軍縮措置（たとえば化学細菌兵器の禁止、核兵器の制限）を進めることに強い関心を持つてゐる旨總理が述べたのであります。

○

東京外務大臣と通商行政大臣の開幕
(一九六九年十一月二十八日の東京外務大臣と通商行政大臣の会議より)

(通商大臣) 一 政府大臣のこのたびの事を説かせ給へ

大臣からワクシントンからの回牒を讀んで、佐藤・ヨクサン・余藤
の接觸につづいて、いろいろ點を照らさせていたたいたことにつき
説明して下さる。また佐藤総理が税關面の問題、税關面での保護、
国政参加等について改めて改めて御留意を示されたことも説明して下さる。

税關署はやはり今後の共同声明につづいて若干の懸念がある
ので、「接觸」、「日ソの自由通港」の問題につづいて、政府
の立場とおり大丈夫なのか確認した。また共同声明が税關署
等を離れた、税關署の重要性を認めて下る以上、税關の大規模
化、かつ、税關の高さ甚だが安保条約を前提に固定化され、税
關があつて生ずる公害や人権問題も論述するのではなくかと
感念される。

(参謀大臣) 様の御見せ、最も喜んでいたところだが、大艦隊の
機と敵を撃じたところ。同時に火薬兵器の装備が上がる
ばかり。本軍船泊の船員は多くともわかるが、そのような船橋
の乗組も日本艦でも大きても全く存在しなき。本軍船泊の乗組み
は、いよいよ乗組る事無く船橋を構める機会が無してしまったが、本
軍船泊の乗組みは船橋を構めて入りてから、本軍船泊の乗組み
の乗組り難い事にて蒙へて居たから、「ア、アイギン、ア、ア、乗組
乗組も出来ないさ。これらも乗組り難くて本軍船泊の乗組みにかける
所要費用を算じて逐次算明して行く。

「 おおうとは、本軍船泊七年未だアラトナム船參め難
くことや難してからが、本軍船泊として今ひたすらもあ
きたる事ある。しかし、本軍船泊七年未だアラトナム船參め難
いのかと云ふ事や本軍船泊の事あつて難易サム「お
おおう」とおもふ

とやめりて、日本政府の取扱を今から「ヤハク」と呼んでゐる。これがさう。初期はもろにヨーロッパの本腰から貿易を許すことを放棄して上場するやうであるからそれが。

最初は通商がひどいが、日本が通商の政策を今後もそのもとで地位を定めた際にも適用されるとならないよりしてくる。

十七年まで税關開港のため日本政府は税關を設置し、通商開港を含むやうなうち税金を定めた所へと向かはれて行くであらう。今の時代で税關開港は極端の通商を認めるのは税關開港の入り口となるが、今後はこの点を十分に考慮しなければならない。

日本政府としても、今後「税關開港」の大問題を力強くあがめ努力して行こう。税關開港のための日本政府のため政府は誰に譲れてもこととなり大損害を蒙るのを諒とつまでも、國主導の能力を發揮せざる。税關開港の運営にあたつても、

お詫びの葉書を送らなかったから連絡して行くのは当然である。

（田舎者）田舎者なりとも、政府は農業の大取組んで行く。農業の

販賣政策実現の手段も身の辺にあるにとどかる。

（鹿児生選）大臣のお話しがよくわかったが、ナショナル化したり

その結果は実現のための問題でなさや。

（鹿児生選）交渉が實り得た今日、米国でも進歩的あるが、
日本の歩み止まらずに受けとめられた。扶植費の大増額は豆類
穀類の輸出抑制であり、それをうるさいとて改めし。

（鹿児生選）万1の税率、課税を強化するとともに大豆の輸入を規制
ることとなるに着実一となることはなか。

（鹿児生選）せいか豆類の輸入を規制しておき、日本の農業を保護
した結果があつたから。

（鹿児生選）輸出の減少は行なわれる。

（鹿児生選）やの可能性がある。海外へ出立てもよろしく

貴方ち候もお互ひにかとさんを教へた。お腹お腹の1つとし
てすつぱり本土に入れるよきとらじきな腹や筋力して行こう。

英文

佐藤栄作総理大臣とリチャード・M.

ニクソン大統領との間の共同声明
昭和四十年十一月二十一日

一九六九

佐藤総理大臣とニクソン大統領は、十一月十九日、二十日及び二十一日にワシントンにおいて会談し、現在の国際情勢及び日米

両国が共通の関心を有する諸問題に關し意見を交換した。

二 総理大臣と大統領は、各種の分野における両国間の緊密な協力關係が日米両国にもたらしてきた利益の大なることを認め、両国がともに民主主義と自由の原則を指針として、世界の平和と繁榮の不斷の探求のため、とくに国際緊張の緩和のため、両国の成果ある協力を維持強化していくことを明らかにした。大統領は、アジアに対する大統領自身及び米国政府の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁榮のため日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、日本はアジアの平和と繁栄のため今後も積極的に貢献する考え方であることを述べた。

2

総理大臣と大統領は、現下の国際情勢、特に極東における事態の発展について、隔意なく意見を交換した。大統領は、この地域の安定のため域内諸国にその自主的努力を期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もつて極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。総理大臣は、米国の決意を多とし、大統領が言及した義務を米国が十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全にとって重要であることを強調した。総理大臣は、さらに、現在の情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きなささえとなつていているという認識を述べた。

四 総理大臣と大統領は、特に、朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要であると述べた。総理大臣と大統領は、中共がその

対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認めた。大統領は、米国の中華民国に対する条約上の義務に言及し、米国はこれを遵守するものであると述べた。総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素であると述べた。

大統領は、ヴィエトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米国の誠意ある努力を説明した。総理大臣と大統領は、ヴィエトナム戦争が沖縄の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを強く希望する旨を明らかにした。これに関連して、両者は、万一大ザトナムにおける平和が沖縄返還予定期に至るも実現しない場合には、両国政府は、南ヴィエトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく沖縄の返還が実現されるよう、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一一致

をみた。総理大臣は、日本としてはインドシナ地域の安定のため果たしうる役割を探求している旨を述べた。

五 総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割とともに高く評価し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。両者は、また、両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一一致をみた。

六 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、総理大臣の見解に対する理解を示した。総理大臣と大統領は、また、現在のような極東情勢の下において、沖

繩にある米軍が重要な役割を果たしていることを認めた。討議の結果、両者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖繩の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満足しうることに意見が一致した。よつて、両者は、日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖繩の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに關し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必要な支持をえて前記の具体的な取決めが締結されることを条件に千九百七十二年中に沖繩の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに関連して、総理大臣は、復帰後は沖繩の局地防衛の責務は日本自体の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米国が、沖繩において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持することにつき意見が一致した。

七

総理大臣と大統領は、施政権返還にあたつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがつて極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負つている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。

八 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、太統領は、深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する

る米国政府の立場を書することなく、沖縄の返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した。

九 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への移転に関連して、両国間において解決されるべき諸般の財政及び経済上の問題（沖縄における米国企業の利益に関する問題も含む。）があることに留意して、その解決についての具体的な話合いをすみやかに開始することに意見の一一致を見た。

十 総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、両国政府が、相互に合意されるべき返還取決めに従つて施政権が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一一致を見た。両者は、東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。総理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要な助力を含む施政権の移転の準備に関する諸措置に

ついての現地における協議及び調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会に代えて、沖繩に準備委員会を設置することとした。準備委員会は、大使級の日本政府代表及び琉球列島高等弁務官から成り、琉球政府行政主席が委員会の顧問となる。同委員会は、日米協議委員会を通じて両国政府に対し報告及び勧告を行なうものとする。

十一 総理大臣と大統領は、沖繩の施政権の日本への返還は、第二次大戦から生じた日米間の主要な懸案の最後のものであり、その双方にとり満足な解決は、友好と相互信頼に基づく日米関係を一層固めるやえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。

十二 経済問題の討議において、総理大臣と大統領は、両国間の経済関係の著しい発展に注目した。両者は、また、両国が世界経済において指導的地位を占めていることに伴い、特に貿易及び国際

9

收支の大幅な不均衡の現状に照らしても、国際貿易及び国際通貨の制度の維持と強化についてそれぞれ重要な責任を負つていてることを認めた。これに関連して、大統領は、米国におけるインフレーションを抑制する決意を強調した。また、大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米国が堅持すべきことを改めて明らかにした。総理大臣は、日本の貿易及び資本についての制限の縮小をすみやかに進めるとの日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の品目につき日本の残存輸入数量制限を千九百七一年末までに廃止し、また、残余の品目の自由化を促進するよう最大限の努力を行なうとの日本政府の意図を表明した。

総理大臣は、日本政府としては、貿易自由化の実施を従来より一層促進するよう、一定の期間を置きつつその自由化計画の見直しを行なつていく考え方である旨付言した。総理大臣と大統領は、このような両国のそれぞれの方策が日米関係全般の基礎を一層強固

にするであらうといふことに意見の一一致をみた。

十三 総理大臣と大統領は、開発途上の諸國の経済上の必要と取り組むことが国際の平和と安定の促進にとつて緊要であることに意見の一一致をみた。総理大臣は、日本政府としては、日本経済の成長に応じて、そのアジアに対する援助計画の拡大と改善を図る意向であると述べた。大統領は、この総理大臣の発言を歓迎し、米国としても、アジアの経済開発に引き続き寄与するものであることを確認した。総理大臣と大統領は、ヴィエトナム戦後におけるヴィエトナムその他の東南アジアの地域の復興を大規模に進める必要があることを認めた。総理大臣は、このため相当な寄与を行なうとの日本政府の意図を述べた。

十四 総理大臣は、大統領に対し、「アポロ十二号が月面到着に成功したことについて祝意を述べるとともに、宇宙飛行士たちが無事地球に帰還するよう祈念を表明した。総理大臣と大統領は、宇宙

の探査が科学の分野における平和目的の諸事業についての協力關係をすべての国の間ににおいて拡大する広範な機会をもたらすものであることに意見の一一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日米両国が本年夏に宇宙協力に関する取決めを結んだことを喜びとする旨述べた。総理大臣と大統領は、この特別な計画の実施が両国にとって重要なものであることに意見の一一致をみた。

十五 総理大臣と大統領は、軍備管理の促進と軍備拡大競争の抑制の見通しについて討議した。大統領は、最近ヘルシンキにおいて緒についたソヴィエト連邦との戦略兵器の制限に関する討議を開始することについての米国政府の努力の概要を述べた。総理大臣は、日本政府がこの討議の成功を強く希望する旨述べた。総理大臣は、嚴重かつ効果的な国際的管理の下における全面的かつ完全な軍縮を達成するよう、効果的な軍縮措置を実現することについて日本が有している強い伝統的な關心を指摘した。

三、その他の参考資料

○ナショナル・プレス・クラブにおける佐藤総理大臣演説(抄)

(一九六九年十一月二十一日)

(前略)

私は、ニクソン大統領との会談において、両国間の関係のみならず広く国際政治全般について率直な意見の交換をいたしました。その成果は、きわめて満足すべきものであります。が、成果の最大のものは、申すまでもなく沖縄問題の解決であります。沖縄問題は戦後の日米間の最大の懸案であつたことは御承知のとおりであります。が、今回ついに私とニクソン大統領の間で沖縄を一九七二年中に日本に返還することについて基本的な合意をみるに至りました。合意の内容は、コミュニケで明らかにされたとおりであります。

そもそも、戦争の結果発生した領土の状態を、平和裡の話し合い

によつて双方が満足する形で変更したといふことは、世界史上たゞ
いまれをことであります。日米両国は沖縄返還問題をかように解決
したことによつて、時代の進展に応じた國際問題処理の新しい方式
を示し、およそ國交關係なるものに、友好と信頼を基礎とした新し
い秩序と、眞の平和のあり方とを開拓したといえるのではないでし
ょうか。私は、沖縄問題の解決によつて一九七〇年代にはじまる世
界の未来のために、日米両国が永続的な相互協力をを行うための堅石
の基礎を固めることができたと確信するものであります。

そこでこの際特に強調しておきたいことがあります。それは、こ
のような歴史的な交渉を可能ならしめた背景はなんであつたかとい
うことと、沖縄返還が今後の日米關係をどのように形づくり、さら
には一九七〇年以降の國際政治にどのように影響して行くであろう
かといふことであります。

戦後一九五三年には、奄美群島が、一九六八年に小笠原諸島がそ
れぞれ日米両政府間の話し合によつて返還されております。しか

し、百万人の日本人が住む沖縄は、極東における平和維持の戦略的拠点として今日まで米国の施政権下におかれています。日米間の返還交渉における最大の問題点は、まさしく沖縄が平和維持の面で果しておる役割りそのものにあつたのであります。沖縄における米軍基地の重要性について日米間の基本的な認識は一致しております。沖縄基地の平和維持機能は、今後とも有効に保たれなければなりません。しかしながら、わが国の領土たる沖縄と、そこに住む百万の日本人が戦後引き続き米国の施政権下に置かれるという事実は、日本国民の心の中に割り切れないものを残し、いわば敗戦の象徴として意識され、それがしこりとなつて、日米関係に微妙な影響を及ぼしておりました。

私とニクソン大統領は、日米両国民間の友好と信頼を維持増進し、戦後二十余年間に亘つて、相互の利益のみならず共通の理念によつて徐々に築かれていつたパートナーシップの開

係をこの際一段と強化することこそ相互の国益に沿う所以であります。同時に、アジアの平和と発展に寄与するという認識の下に、沖縄返還について合意したのであります。換言すれば、自由平等、人権の尊重、社会正義の実現などの民主主義の諸基本的理念において日本に一致するところがあつたからこそ、沖縄返還が実現したのであります。私は、この交渉を通じ米国政府、議会など関係者がわれわれに示された信頼と寛容に対し、さらには米国民の友好と善意に対し、深い感謝の意を表すとともに、日米両のきずなの強さをいつそう痛感したのであります。

(略)

さて、沖縄の復帰に伴いわが国が沖縄の局地防衛の責務を徐々に負つて行くことは当然であります。日本の自衛力はすでにわが国の第一次防衛を保障する上で極要な役割りを果しておりますが、今後とも逐次整備して行く方針であります。私としましては、米国が自由諸国期待したこと、ニクソン大統領がグアム島で明らかにされたように、アジアにおける戦争抑止の機能はひきつづき維持することを期待し、かつ確信するものであります。

(略)

私は、冒頭に、太平洋新時代といふことを申し上げました。それは、沖繩返還によって名実ともに戰後の時代に終止符を打ち、日本が米国と協力してアジア・太平洋地域へひいては全世界の平和と繁榮に貢献していく時代であります。そしてまた、それは、日米両国間に生じた問題の解決に限られたいわば「閉ざされた日米関係」から、日米両国が協同して國際協調の強化に努める「開かれた日米関係」への移行ともいよいよあります。

(以下略)

（著）

必ず經濟復興、次いで新帝國主義の指揮権立に集中した日本國の努力は満足すべき成績をあげた。日本經濟は世界でも最も進歩的で成長を続けており、經濟の伝統的特色における日本の思想は次第に改進されつつあり、将来の成長目標も高く定められてゐる。西歐經濟の勢いが止ても、マイナミックな日本經濟は、とつて常に増加の勢いをもつてゐる。資源開拓の歴史の長（尤とえば死滅して久しら「大蔵要挙采掘」の傳説など）を卒業して丁つてゐる。日本は自由アシアの經濟保護には、貿易、投資、經濟援助等を盡じ、主要な要因として貢献してゐるが、他方日本經濟は、全世界的規模の經濟システムの一環として効果的に動いており、世界の貿易と貿易で結ばれてゐる。（無論最大の貿易相手國は米國で、わが

國の貿易統計の第三分の1を占めてゐる。)

(勝)

畢竟アーリーから日本へ、アシアにゆける平均輸出の責任を負う
することは、日本國憲法上の義務及び彼我二國間の存する現実の
または潜在的の軍事力の格差よりして問題外である。日本の並論
ではかかる勅旨を受け入れる用意は全くなく、また他のアシア由
由主権者も右を歓迎しないとは思ひう。責任ある米国人なら、ア
ジア下の政治の立場が日本をして軍事的威嚇をあおようとしな
ければ、日本の經濟力を説教して、幾々諂ひの末露うたアシア
各國との對抗は、もとより日本國の、眞摯に忠義の威嚇であつて、
失敗しあるだけだとちうことを分つてもらえたと教は應當する。

(勝)

わが國の軍備費は、日本の第一次防衛を保証する上に極めて必要を設け
りを果してゐることを感じて、現在東京の平和の維持に大きな寄
託をしてゐる。これによつて米軍は、數々米軍のみが果しうる究
極の使命たる大統領の抑止に全力を集中でてゐるのである。日
本は、通商の神羅の外部侵略に対する局地防衛責任を完全に負
う用意があるが、以上と同様の日本分離体制は、標準の神羅に
も適用されることがなる。私はまた、米軍がこの地域の平和維持
のためには艦を保有すべきことを教訓したらと願う。

(二)

神羅東洋艦は、ウイリアム・R・マッカーブ船長指揮と數百乗組、
それぞれの艦へ相互通話を行なつた際会談したところ、今年内
に予定されてゐる佐藤總理大臣のニクソン大統領訪問の際原状さ
れるとおもわれる。本問題の解決の意義は、ただ單純長

が見事にめぐらされた御城の一部が遺伝を承継するとさう面白
事実、もひらは田代西園殿が御の手を取、友好の眞命を贈じて、
御懐が遺せられるときう御の手があるのです。お懐返贈と
は、わが國社會一般の禮法也由来どしこ以上のお懐を守えなく
あとの御身も守らむといへ、遺贈が既くのである。お懐は、お懐
の御心ぐれを御懐心と想ふが、御懐が御心ありたが、御の御懐の御
御身お守りお守りお守りお守りお守りお守りお守りお守りお守
ある。

○ 桃園製糖が設する關西日本首腦者共同研究會（ゆう）

ト 東田參國、アイゼンバーグ一大統領共同研究（一九五四、一一、二〇）

立 勝利、アイゼンバーグ一大統領共同研究（一九五七、六、二二）

（二）

電 藤山外相、ダニエル・ケネディ大統領共同研究（一九五八、九、一八）

（三）

小坂外相、（一九六〇、九、二二）

池田參國、ケネディー大統領共同研究（一九六一、六、二二）

（四）

佐藤總理、ジョンソン大統領共同研究（一九六五、一、一五）

（五）

ト

吉田総理、アイゼンハワー大統領共同声明

一九五四年、一一、一〇

その他の問題としては、……、現下の國際情勢にかんがみての琉球及び小笠原諸島の地位、並びに元島民の小笠原諸島復帰に関する日本の要望等について検討が行なわれた。

一九五七・六・二二

新嘉里大統領は、琉球及び小笠原諸島に対する施政権の日本國への返還についての日本國民の憲法命運を改憲した。大統領は、「日本國がこれら諸島に対する潜在的主権を有するとどう合衆國の立場を再確認した。しかしながら、大統領は、新嘉里の立場が確実に存在する限り、合衆国はその現在の立場を維持する必要を認めらるであろうことを指摘した。大統領は、命運が、これらの諸島の住民の福祉を増進し、かつ、その經濟的及び文化的向上を促進する政策を実現する旨を述べた。

一九三六年一一

琉球諸島に關し、露山外務大臣は、土地開墾の滿足な漁業のため、現在米國政府と露山外務大臣は、土地開墾の満足な漁業の誠を放棄した。ダレス長官は、琉球に於する日本の利益に關する理解を聲明し、露山開墾につては西國政府が引き続き外交チヤホルを通じ、意見の交換を行なうことに意見の一致をみた。

露山外務大臣は、此大開墾で自ら小笠原諸島の前途既の確實に対する日本側の裏面を含め、具体的な結果につてもみれた。ダレス長官は、露山外務大臣に対し、米國は、上記種種問題につては同情的であり、其道を努力して前途の開拓するよう露山外務大臣に忠告した。

一九六一、六二二

英米連合に属する相互利益の尊重によりてもまだ実現され
た。

(四) 田中義重、ケネディー大統領共通聲明

大統領と総理大臣は、米國の施政下にあるが、同時に日本が
在主権を保有する琉球及び小笠原諸島に復帰する時事項に關
し、意見を交換した。大統領は、米國が琉球生民の安寧と福樂
を尊進するため一層の努力をおう指導會し、さらと、この努力
に対する日本の協力を歓迎する旨述べた。総理大臣は、日本が
この目的のため米國と引き継ぎ能力する所懇意した。

大統領と總理大臣は、琉球及び小笠原諸島における米國の軍事施政が極東の安全のため重要であることを認めた。總理大臣は、これらの諸島の施政權ができるだけ早く機會に日本へ返還されるようとの願望を表明し、さらに、琉球諸島の住民の自由の擴大及び福祉の一層の向上に対する懇意の關心を表明した。大統領は、施政権返還に対する日本の貢賄及び國民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保全上の利益が、この願望の実現を許す日を待望してゐると述べた。兩者は、琉球諸島の住民の福祉と安全の向上のため、今後とも同諸島に対する相應的の經濟援助を続けるべきことを確認した。兩者は、琉球諸島に対する援助に際する日本側の努力が円滑に運営され得ることに満足の意を表明し、殊存する日本與諸島人民會

が、今後は琉球諸島に対する經濟援助の問題にとどめらず、引き続き琉球諸島の住民の生産の面の面を圖るために兩國が協力し、うるきの問題についても協議しあるようだ。同委員会の機能を拡大することについて、原則的に意見の一貫をみた。大統領は、田小笠原島民の大漁の暮を好意的に検討することについて同意した。

一九六七・一一・一五

鶴淵大臣と大統領は、お酒及び小豆風味をひいて濃厚なあ
香氣を持った。鶴淵大臣は、お酒の純度を日本への輸出に注
する日本政府及び日本国民の情を認識を強調し、日本酒の販路開拓
及び製造業の相互連携と貿易の上に立ちて有益な解決を早急に
求める所であると語する所であった。鶴淵大臣は、「さらば」
と別れを告げて、鶴淵大臣の方へ進足しうる返事の準備をつむ
合意する所であったことを確認した。大統領は、これら諸島の本
土復讐が済むる日本政府の使命は、十分達成してさると決めて
あると述べた。鶴淵大臣と大統領は、これら日露戦争以来
ある本島の軍事施設が復元されても日本や他の西日本の島の資
金を融資するため重要な役割を果してさることを始めた。

船橋港を田舎に移設するかの方針の下に、やがて、以上の施設を
実現し、その実現の功績により多く賞賛を受ける事務官を任され
うとしたが命絶した。

難波大臣と大内總理、どちらも、御歎惜が日本に傳わるとい
ふとなくもとまじめ悲ひである。御歎惜を蒙る事は少くするため、本邦の
住民たるもの難波の日本本土との一体化を期す、本場生糸の輸入
を及び日本船運航を促進する特權者とらねども、死んであることこれ
難波を一絶した。而して、この歎惜のため、御親に御詫び書、
御手を落す御詫び書が難波港へ、この難波埠頭に送り、そのたゞ難波
と通商が順調を維持する。しの御詫びにあらずせ、難波と日本
本土との通商が復活してから本邦政府及び社会の尊嚴を喪失する方
便への反対的な運動をもたらすような説教を修正することを反
對する。東京の日本橋難波埠頭では、難波埠頭の事務の運営
がこれまで異常に困難から困難を取れぬものとする。からだ。正

本藏は幾方かの物語を聽いて、その中で本藏が最も興味を持った出来事は、おじいちゃんの「おじいちゃんの夢」でした。

我が大日本は大蔵省は小笠原諸島の地をもつてゐる事無し、而
米西領英領の安東洋海上の地ははこれら諸島の施政管轄下に
在りするための取扱めをあらへたまたらしくことよりが見が一概し
た。よつて、開港は、これら諸島の日本への半島統治との連
絡の完全化せじゆうじとなく進成するための具体的政策を取扱められ
難し。而開港者が開港が踏場を入ることを命ぜした。この結果
は、この極端の防衛の責任の多くを託されたが故あるとかう。總理
大臣が發表した日本政府の聲明を考慮に入れてもあらう。總理
大臣と大蔵省は、本邦が、今迄東洋において海陸共通の安全保
護上必要な軍事施設及び区域を日本國とアメリカ合衆國との
間の相互協力及び安全保護を目的として構成すべしことに實
見が一致した。

義理大臣は、小説讀物の著者達の感想文、筆者同士の友好關係の書評文を叢書するの外でなく、本編の著者達の書評文も同様の相互讀書會の形のやうで發表されるであらうとの如本編成の趣旨を説かれてゐて發立つてゐうとした。た。